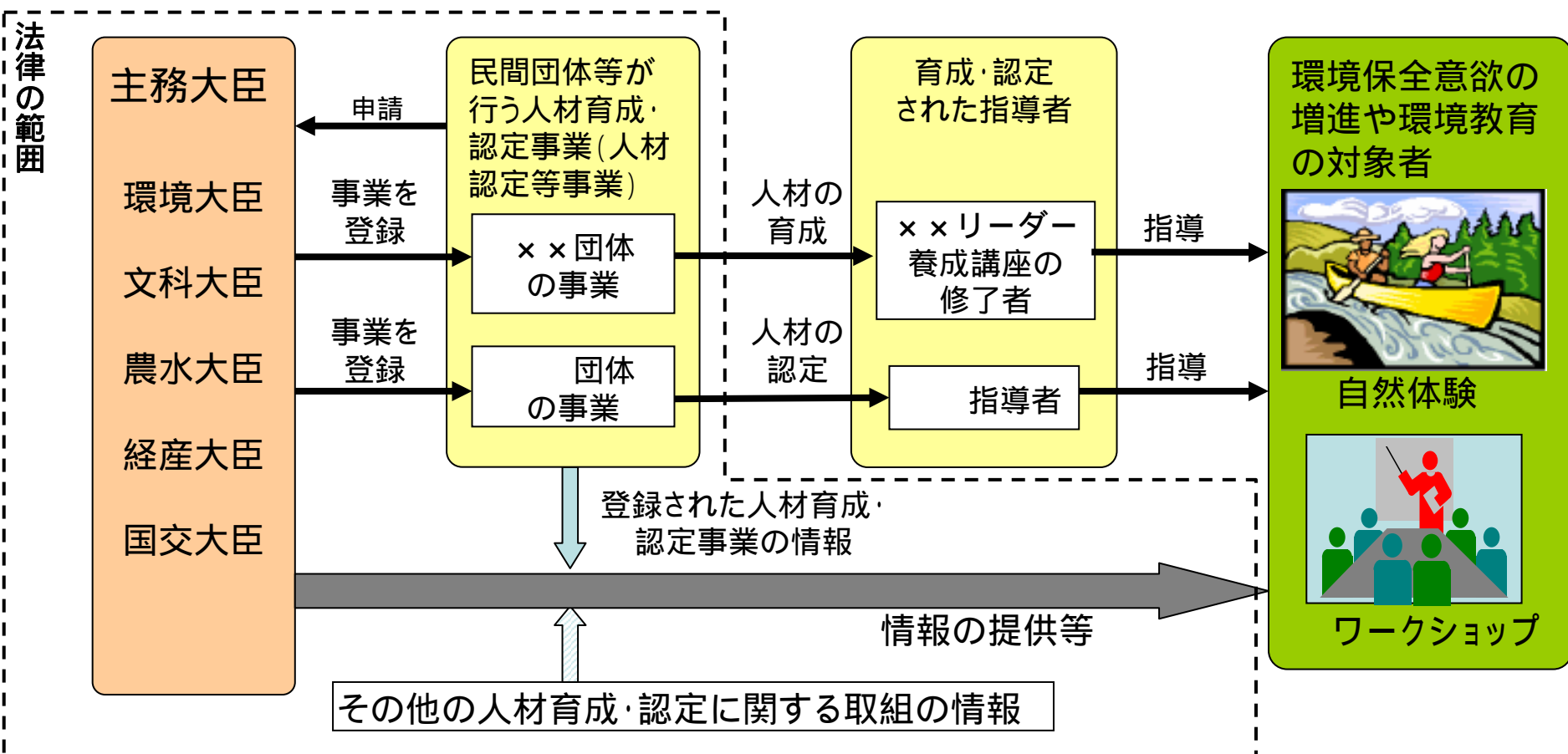


# 人材認定等事業の登録制度概要(案)

1. 人材認定等事業の登録制度の仕組み
2. 登録制度の効果
3. 登録等の流れ
4. 登録基準の基本的な考え方
5. 登録制度の運用

# 1. 人材認定等事業の登録制度の仕組み

- 現在、NPO等の民間団体等が、環境保全に関する指導者を育成、認定する事業（人材認定等事業）を行っている。しかし、このような事業の認知度が一般的に低いことや環境教育の現場において求められる指導者に関する情報が不足していること等の課題がある。
- そこで、こうした事業を行っている方が希望する場合は、申請していただき、主務大臣が審査して一定の基準を満たした事業（事業単位の登録であり、個々の指導者を登録するものではない。）について登録し、その事業について広く国民に対し情報提供を行う仕組みを整備する。



## 2. 登録制度の効果

多くの民間団体が環境保全に関する指導者を育成・認定する事業を行っていますが



指導を受けたい人

どの団体がどんな指導者を育成・認定しているか分からないな。



幅広い情報提供



指導を受けたい人

この団体が育成・認定している指導者に子供たちを預けて大丈夫かな？



信頼性の確保



主務大臣

人材認定等事業の情報を広く必要な方に提供します。



主務大臣

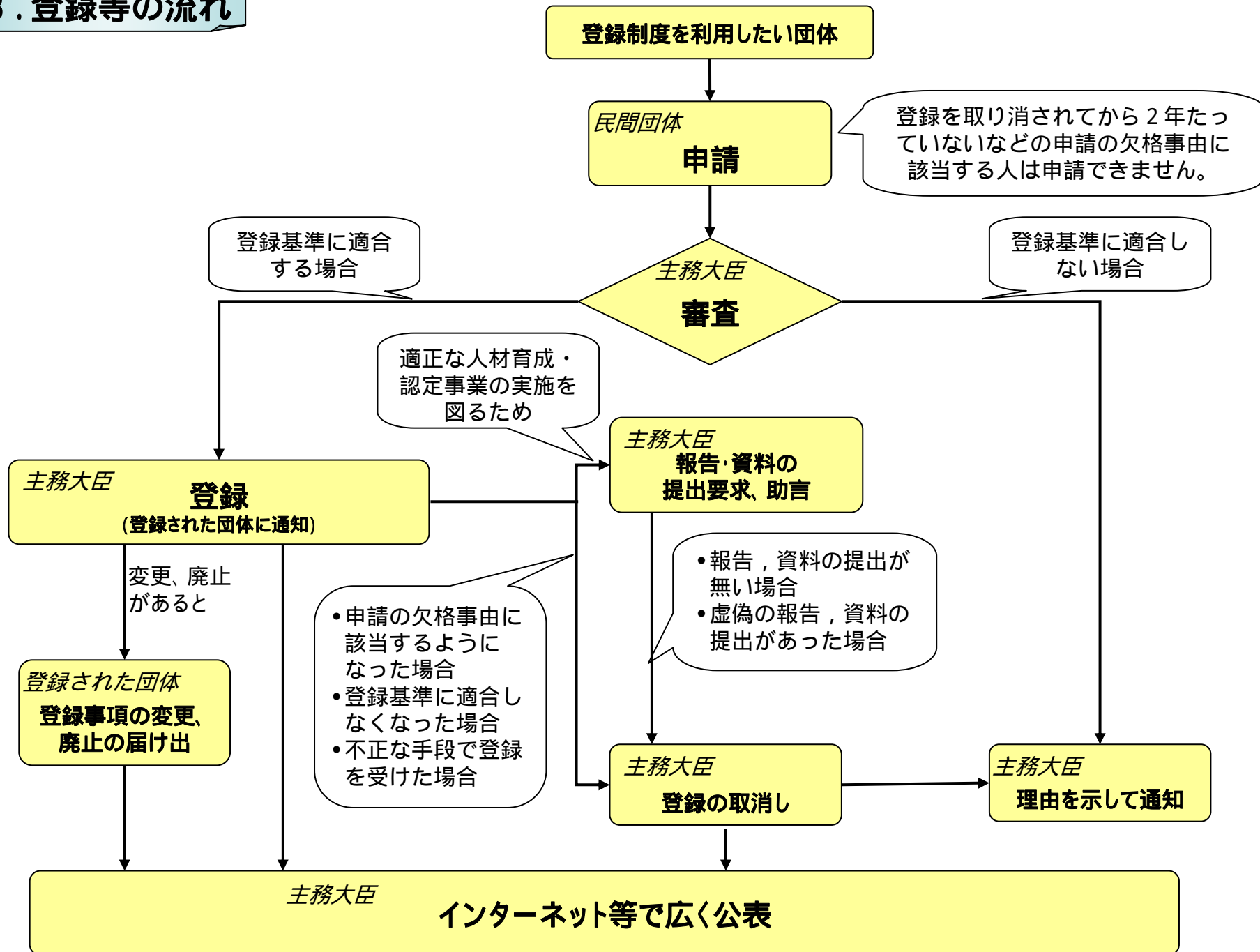
- 一定の基準を満たした人材認定等事業を登録します。
- 適正な人材認定等事業となるよう報告を求めたり、助言を行います。
- 一度登録された事業でも一定の基準を満たさなくなった場合は、登録を取り消します。

**登録された人材認定等事業の知名度や信頼性が高まります。**



民間の指導者が全国各地で活躍することで、環境についての知識を深め、環境保全に向けた取組が各地で盛り上がっていくことが期待されます。

### 3. 登録等の流れ



## 4. 登録基準の基本的な考え方

### 登録基準

#### 【考え方】

社会的な信頼性を確保するために必要な最低限度の基準とする。従って、難易度によるレベル分け等はしない。

#### 【理由】

登録は、レベル、分野を問わず、人材認定等事業を行う上で社会的に信頼するに足る事業として、必要最低限度求められる事業を登録することとし、育成される人材のレベルや認定の難易度によるレベル分け等はしない。

### 共通的な基準

#### 【考え方】

人材認定等事業の分野や場、主務省の所管によって異なる基準ではなく、共通的な基準を5省共管の省令で定めることとする。

#### 【理由】

民間団体等が行う人材認定等事業のほとんどが複数の分野や場にまたがっており、多様な活動を行っている。分野や場、主務省の所管によって異なる基準を適用し、各省バラバラに登録を行うと制度が複雑になる。

### 客観的な基準

#### 【考え方】

明確で外形的な基準とする。

#### 【理由】

恣意的な判断ができないような基準とするため。

## 5. 登録制度の運用

### 主務大臣

文部科学、農林水産、経済産業、国土交通、環境各大臣が、申請された事業の内容に応じて主務大臣となるかどうかを判断する。

人材認定等事業の分野や場に関わらず、全主務大臣が共通的な基準で登録の可否を判断する。

#### 【説明】

民間団体等が行う人材認定等事業のほとんどが複数の分野や場にまたがっており、多様な活動を行っているため、事業の内容に応じて事業ごとに主務大臣が決められる。

人材認定等事業の分野ごとに登録基準を定めるのではなく、分野共通的な基準を定める。

### 申請する窓口

登録の申請、変更や廃止などの届出、報告や資料の提出などの窓口は、各省（文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省）の担当課室及び決められた出先機関とする。

#### 【説明】

民間団体等が行う人材認定等事業は多様な分野や場で行われおり、それらの分野や場に密接につながるのある出先機関等を窓口にすることで、制度についての説明や相談が気軽に受けられるようにする。

### 審査

審査の結果、登録基準に適合している場合は、当該事業の主務大臣の連名により、登録する旨を通知。また、登録基準に適合していない場合も、同様にその旨を通知する。